

【諮問第67号】

8 川 個 審 第 5 号

平成8年11月20日

川崎市教育委員会

委員長 布 川 光 明 様

川崎市個人情報保護審査会

会 長 兼 子 仁

個人情報削除請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成7年9月12日付け7川教庶第490号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報削除請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人の削除請求を拒否したのは妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立人が川崎市立 中学校に在学中に 職員による不服申立人等への体罰があったとして平成6年3月25日付で同中学校校長によって作成され教育委員会に提出された「体罰報告書」（以下「本件報告書」という。）について「私〔不服申立人〕の体罰が記載されている部分のすべて」について「平成3年11月1日教育長通知に基づく手続きを踏んでいない」として川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）15条の規定に基づき削除を求めるというものである。〔当審査会諮問67号事件〕

3 不服申立人の主張要旨

平成7年10月18日付不服申立人意見書、同年11月9日付不服申立人意見書、平成8年1月26日付不服申立人意見補充書及び平成7年10月21日実施不服申立人口頭意見陳述における不服申立人の主張は、概要以下の3点に要約できる。

本件報告書について保管等の一般的制限（条例7条）違反の有無について

条例7条は「実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない」と規定する。実施機関である川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、体罰報告書作成の目的の必要最小限の範囲を明らかにした上で本件報告書がその範囲内で行われたものと説明すべきであるが、単に「範囲内」と述べるだけで説得力ある理由説明となっていない。

本件報告書について収集の制限（条例9条）違反の有無について

条例9条1項は、届出業務に係る個人情報を収集する場合は「当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない」と規定し、当該個人からの直接収集の原則を定めたものである。本件報告書は本人以外のものからの収集により作成された文書であり、違法なものである。

実施機関は本件報告書が条例9条2項1号の「本人以外のものからの収集について法令の定めがあるとき」に該当すると主張する。しかし、2項は、本人からの直接収集のほかに、本人以外のものから収集することが出来るが、そのことがあっても本人の個人情報の保護が図られるとして明文化したものであり、1項の本人からの直接収集の原則を否定したものではない。実施機関は主張する根拠法令として市教育委員会・管理運営規則30条を挙げるが、条例の解釈を誤った主張である。

平成3年11月1日付教育長通知「体罰の根絶に向けて」違反の有無について

本件報告書は、平成3年11月1日付教育長通知（体罰の根絶に向けて）の「体罰の発生とこれに対する対応」の項にある「校長は…客観性を確保する…事実確認に際しては、加害教職員から事情聴取するだけでなく、被害児童生徒並びに体罰発生場所に居合わせた児童生徒及び教職員から…事情を聴取し」報告書作成の留意事項として「認識や見方評価を異にする場合にあっては併記すること」と注意を促していることと矛盾する文書である。

4 実施機関の主張要旨

平成7年10月11日付実施機関処分理由説明書、同年12月2日実施機関事情聴取における実施機関の主張は、概要以下の通りである。

本件報告書について保管等の一般的制限（条例7条）違反の有無について

本件報告書に関する事務は地方教育行政の組織及び運営に関する法律33条に基づく川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則5号）30条の規定を根拠とし、教育委員会の所掌事務の目的達成の必要な範囲内で行われたものである。また、本件報告書の中にはいわゆる「センシティブ・データ」は含まれていないため、本件においてはそれらの保管に係る法令の定め有無、正当な行政執行との関連性等について検討する必要はない。したがって、本件報告書は条例7条の規定による保管等の制限を超えた場合に該当しない。

本件報告書について収集の制限（条例9条）違反の有無について

条例9条1項の規定によらないで〔違法に〕本人の個人情報収集された場合とは、収集目的、内容等を本人に明らかにしないで収集した場合をいう。本件報告書は校長が作成した学校側の認識及び見方に立つ記録文書であることから、本人からの直接収集の場合に該当せず、同項違反の有無については特に検討する必要はない。

本件報告書は、市教育委員会・管理運営規則30条に基づいて作成されたもので、この規定が本人以外のものからの収集をも前提とし事案に応じた情報収集手段を校長の判断によって講じた上で報告書を作成することが予定されていると解されることから、条例9条2項1号の「本人以外のものからの収集について法令の定めがあるとき」に該当する。

平成3年11月1日付教育長通知「体罰の根絶に向けて」違反の有無について

仮に本件報告書の記載に際して上記注意事項と異なる取り扱いがなされたとしても、それを理由に条例上本件報告書の削除請求をすることは出来ない。

不服申立人に係る体罰報告書については、校長が教育委員会に提出する以前に不服申立人に対して認識に相違がないかどうかの確認を依頼したり、相違点が明らかになってからは、不服申立人の意見を併記し、意見書を添付する措置もなされており、通知文の注意事項にのっとりた取り扱いがなされている。

5 審査会の判断

本件報告書に係る事実関係

本件では平成6年3月25日付体罰報告書のみが争点となっているが、実は本件報告書に係る体罰事件に関しては校長による数次にわたる報告書が作成されているので、まずこの点の事実認定が検討の出発点となる。不服申立人主張によれば校長が作成した体罰報告書は本件報告書を第1回として合計8回に及んでいる。しかし実施機関によればこのうち公文書として扱われているのは下記のように本件報告書を第1回として合計4回の報告書である（うち数字は、不服申立人主張の報告書作成順序による）。

平成6年3月25日付報告書（＝本件報告書）：学校側所見のみ

平成6年4月11日付報告書：「〔参考資料〕父母手紙」添付

平成6年7月18日付報告書：保護者意見書添付

平成7年2月15日付報告書：保護者意見併記，修正版

本件報告書に関する争点についての検討

本件報告書が条例15条に基づく削除の対象文書か否か、換言すれば本件報告書が条例に違反するものか否かの不服申立人、実施機関間の争点は、第1に保管等の一般的制限（条例7条）違反の有無、第2に収集の制限（条例9条）違反の有無、第3に平成3年11月1日付教育長通知「体罰の根絶に向けて」違反の有無の3

点に及ぶが、不服申立人も強調するように第2点の収集の制限（条例9条）が最大の論点である。そこでまずこの点から検討する。

条例9条1項は「届出業務」に関して「当該個人...から直接収集しなければならない」と本人からの直接収集を原則としている。実施機関は、本件報告書は市教育委員会・管理運営規則30条に基づくので「本人以外のもので収集することができる」場合を定める9条2項1号に該当すると主張している。

しかし、管理運営規則30条は「校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない」と定めるのみであって、条例9条1項が「本人から直接収集」と規定していることと対比させてみても、本人からの収集を省略出来る例外的取扱を肯定した規定とは解することができない。換言すれば上記規則は本人以外からも情報を収集できるという根拠になり得ても、「本人」からの情報収集を免除する根拠規定にはなり得ないと解される。

もちろん仮定の話としては、本人が体罰事故に関する情報収集に極めて非協力的で、学校長がいかに努力しても本人からの情報収集が不可能で教育委員会への体罰報告書の作成・提出がいつまで経っても出来ないという状況において、条例9条2項2号の「緊急やむを得ない理由があるとき」の該当性を云々する余地はあると考えられる。しかし、実施機関も本件が条例9条2項2号に該当するとの主張を行っていないし、当審査会も本件が2号該当の事案とは到底考えられない。

以上のことから、本件第2争点に関しては、本件報告書が条例9条に違反して作成された文書で、条例15条の削除対象となると解することができる。したがって、その余の点についてはここで検討する必要はないと考えるが、念のため略述すると、第1争点は第2争点が成立した場合に限り該当性を議論する余地があり、第3争点は、第2争点の補強論拠になり得ても独立して条例15条該当に直結するものではないと考えられる。

報告書に関する争点についての結論

仮に本件報告書が最終的な「体罰に関する報告書」として教育委員会の手元にファイルされているのであれば、かつて当審査会が扱った条例14条に基づく訂正請求事案であれば、不服申立人の主張文書の添付訂正という解決方法が可能である。他方、本件請求のように本人情報部分を「削除」する請求は、積極的に適法な報告書の作成を校長なり教育委員会に要求する救済システムが条例上に存在しないために、仮に請求を認容した場合には、結果としては本人に対する体罰の情報を欠いた文書が教育委員会の手元に残るのみで、真実からより遠い公文書が残るという不合理な結果を招来しかねない。

しかも、本件報告書は、 の本件報告書に係る事実関係の項で述べたように、全体が8文書か4文書かの点を措くとして、一連の過程で作成された第1回目の「体罰に関する報告書」であるという特殊事情にあることを看過できない。すなわち、本件報告書が結果的には最終報告書に向けた言わば途中経過的文書であるという特殊な作成の経緯からすれば、個々の文書は学校長の認識の経緯をそのまま映し出すものであって、決してそれ自体が独立した文書とは評価出来ない全体として一体の文書であるという状況の評価の仕方が問題になるのである。つまり、たまたま第1回目の文書も公文書の一部としては保存されてはいるが、体罰の事実関係に関する不服申立人の主張は『意見書』としてのちに『報告書』（不服申立人主張では の6年6月付（再提出・途中経過報告。日付空欄）、実施機関主張では の6年7月18日付）に添付されたことによって、本人からの情報収集は充足されたため、 の本件報告書に関する争点についての検討で述べた本件報告書の条例9条違反の点は、いわば事後的に瑕疵が治癒されて適法化したと解することができる。

逆に不服申立人主張のように現時点で本件「〔第1回〕報告書」を「削除」することは、本件報告書の中か

ら本件体罰事件によって起こされた不服申立人と学校との不幸な対立過程という事実経過を抹消し去ることによって事実を歪めるものになり、不服申立人の本来の意図にも反する結果を招来するとも考えられる。

以上の次第で、全体として一体・一連の体罰報告書群から本件〔第1回〕報告書を取り出して削除しても有意義な請求ではないので、本件削除請求を認めることは出来ない。